

指定訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（第一号訪問事業）の運営規程

やさしい手江戸訪問介護事業所

（事業の目的）

第1条 有限会社やさしい手留萌（以下「事業者」という）が開設するやさしい手江戸訪問介護事業所（以下、「事業所」という）が行なう指定訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という）が、指定訪問介護においては要介護状態にある高齢者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護においてはその利用者（以下前記の「要介護状態にある高齢者」とあわせ「要介護者等」という）に対し、適正な指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護（以下「指定訪問介護等」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 指定訪問介護等の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なう。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画（以下「訪問介護計画」という。）を作成するとともに、訪問介護計画の作成後、訪問介護計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護支援事業者へ報告する。
 - 4 事業の提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行なうことを基本としたサービス提供に努めるものとする。
 - 5 前4項のほか、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等（国・及び管轄の自治体による）、指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則等（国・及び管轄の自治体による）に定める内容を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 やさしい手江戸訪問介護事業所
- ② 所在地 北海道留萌市錦町3丁目1番30号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

② サービス提供責任者 2名

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行なう。

- ア 訪問介護計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等、居宅介護支援事業者等との連携を図ること。
- ウ 訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- エ 訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。
- オ 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護等の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供をすること。

③ 訪問介護員等 常勤換算方法2. 5名以上

訪問介護員等は、訪問介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日～金曜日(土日祝日・年末年始12/29～1/3除く)
- ② 営業時間 午前8:00～午後5:00までとする。
- ③ サービス提供時間 午前6:00～午後10:00までとする。

(事業の内容)

第6条 指定訪問介護等の内容は居宅サービス計画に基づいてサービスを行う。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できる。

① 身体介護に関する内容

- ア 食事の介護
- イ 排せつの介護
- ウ 衣類着脱の介護
- エ 入浴の介護
- オ 身体の清拭、洗髪
- カ その他必要な身体の介護

② 生活援助に関する内容

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

③ 通院等のための乗車又は降車の介助に関する内容

要介護者である利用者に対して、通院等のため、本事業所の訪問介護員が自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助または通院先もしくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行うこと。

- 2 ご利用者の居宅（自宅）において介護福祉士その他政令で定める者により行なわれる、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる支援を行なうことにより、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、もってご利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 3 サービス提供にあたっては訪問介護計画に沿って計画的に提供する。
- 4 サービス内容の詳細については訪問介護お客様シートによりご利用者の希望を確認したうえで実施する。

（事業の利用料等及び支払の方法）

第7条 指定訪問介護を提供した場合の利用額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護が法廷代理受領サービスであるときは、介護報酬の各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受ける。ただし介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は全額自己負担とする。

- 2 介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護事業を提供した場合の利用料の額は、関係市区町村の定める額によるものとし、当該介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護事業が法定代理受理サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。ただし、介護保険の支給限度額の範囲を超えたサービスや、介護保険の給付対象外のサービス利用は、全額自己負担とする。なお、利用料金、キャンセルにかかる料金は別紙のとおりとする。
- 3 通常事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、通常サービスを提供する地域を超えた地点より利用者宅までの片道1kmあたり10円とする。
- 4 前項に規定する額の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について事前に文章で説明をした上で、支払いに同意するまでの文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業実施地域）

第8条 通常の事業実施地域は、留萌市、増毛町、小平町とする。

（緊急時・事故時の対応方法）

- 第9条 サービスの提供中に容態の変化、事故の発生等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市区町村等への連絡をする。
- 2 事業者は、サービス提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、適正な賠償義務の履行を誠実に行う。

（苦情解決等）

- 第10条 事業者は、提供した指定訪問介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。
- 2 事業所は、提供した指定訪問介護等に関し、法の定めるところにより、市区町村が行なう文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市区町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及びご利用者からの苦情に関して市区町村が行なう調査に協力するとともに、市区町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとし、市区町村から求めがあった場合には改善の内

容を報告する。

- 3 事業者は、提供した訪問介護等に関し、国民健康保険連合会（以下「国保連」という）の法の定める調査に協力するとともに、国保連から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行なうものとし、国保連から求めがあった場合には改善の内容を報告する。
- 4 事業所は、苦情、事故の状況及び苦情、事故に際して採った処置について報告書を作成し、その内容を社長に報告した後、社内に公表し再発防止に努める。

（記録の整備）

第 1 1 条 事業者は、指定訪問介護等に関する以下の記録を整備し、契約終了の日から 5 年間保管するものとする。

- ① 訪問介護計画
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ④ 苦情の内容等の記録
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（虐待防止）

第 1 2 条 事業所は事業者の計画に従い、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- （1）虐待防止等のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底する。
 - （2）虐待防止のための指針の整備を行う。
 - （3）従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的に行い、研修を通じて従業員の人権意識、知識及び技術の向上に努める。
 - （4）前三項を適切に実施するために虐待防止に関する責任者を選定する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

（身体拘束適正化）

第 1 3 条 事業所は事業者の計画に従い、利用者の身体拘束等の適正化のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- （1）利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。
- （2）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- （3）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。
- （4）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （5）従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

（業務継続計画の策定等）

第 1 4 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図

るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（衛生管理等）

第 15 条 事業所は、事業所の訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行う。

- 2 事業所は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。
 - （1）感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。
 - （2）感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （3）訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（成年後見制度の活用支援）

第 16 条 事業所は適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

（個人情報の保護）

- 第 17 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者は、事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 18 条 やさしい手は、利用者に対し、次の各号の事項を確約する。

- （1）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- （2）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- （3）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- （4）自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

（その他運営についての留意事項）

第 19 条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり

設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 登録研修 採用後 1 か月以内
 - ② 更新時研修 年 2 回
- 2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 3 事業者は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
 - 4 事業者は、訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、訪問介護員等との雇用契約の内容とする。
 - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2024 年 4 月 1 日から施行する。